



パートナーシップ構築宣言について

関東経済産業局
令和4年12月

「パートナーシップ構築宣言」とは

- 「パートナーシップ構築宣言」は、事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するもの。
 - (1) サプライチェーン全体の付加価値増大と、**新たな連携**（IT実装、BCP策定、グリーン調達の支援等）
 - (2) **下請企業との望ましい取引慣行**（「振興基準」）の遵守、特に、**取引適正化の重点5分野**（①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止）
- 「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」（2020年5月）において、導入を決定。

1. 宣言のイメージ

労務費・原料価格の上昇等

下請け・受注者

価格転嫁の要望等

望ましい取引慣行

親会社・発注者

宣言！

製造業だけでなく、**多様な業種**に宣言いただけるものです。
部品製造委託等に限らず、社内の**ITシステム運用や清掃・メンテナンス業務委託、備品調達等**も含めた、幅広い委託・調達の場面が想定されます。

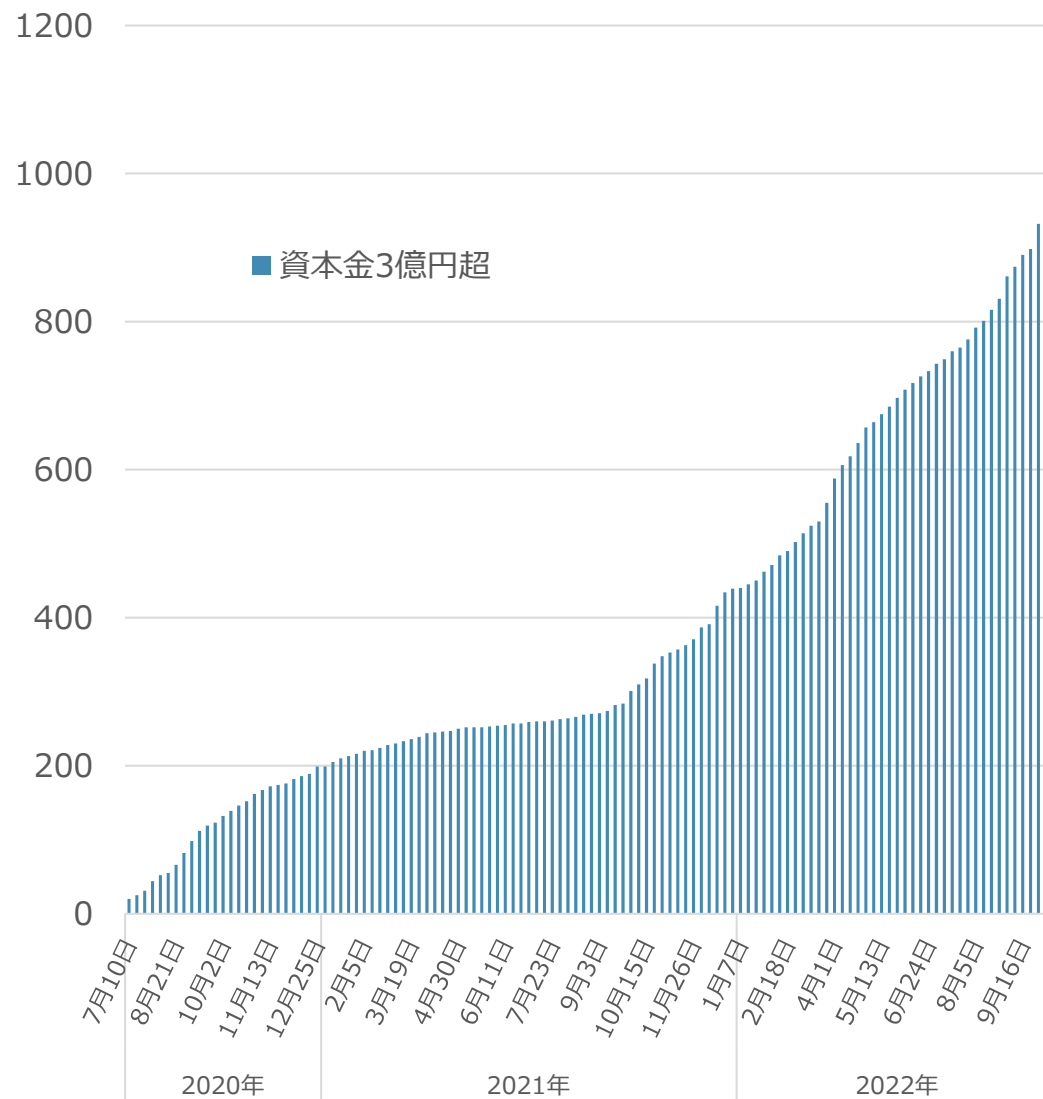
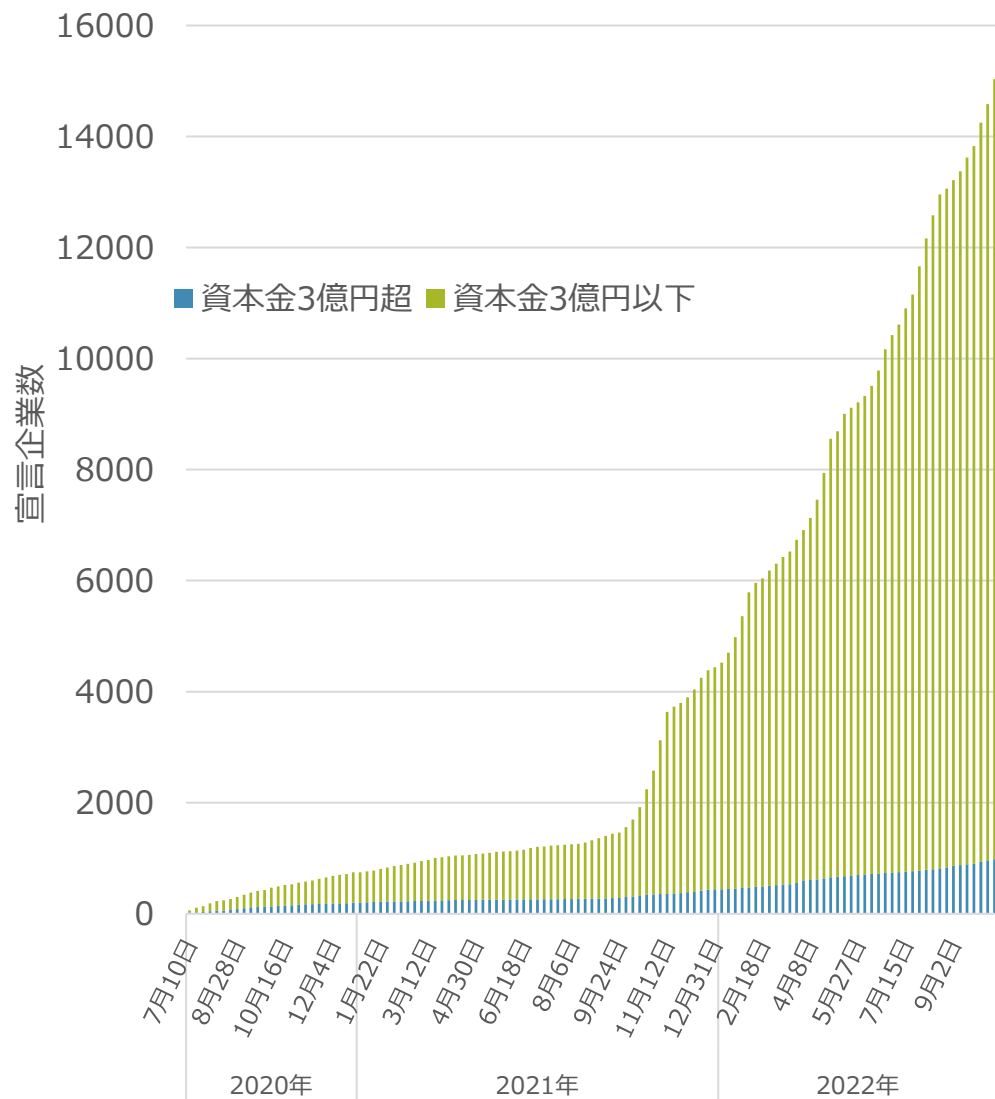
2. 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議

- ✓ 【共同議長】経産大臣、経済再生担当大臣
【構成員】厚労大臣、農水大臣、国交大臣、官房副長官（衆・参）、日商、経団連、連合
- ✓ 第1回は2020年5月、第2回は2020年11月、第3回は2022年2月10日に開催、第4回は2022年10月11日に開催。

パートナーシップ構築宣言の宣言数

- 2022年10月14日時点で **15,033社超**の企業が宣言。
- うち、資本金3億円超の大企業の宣言数は約 **982社**。

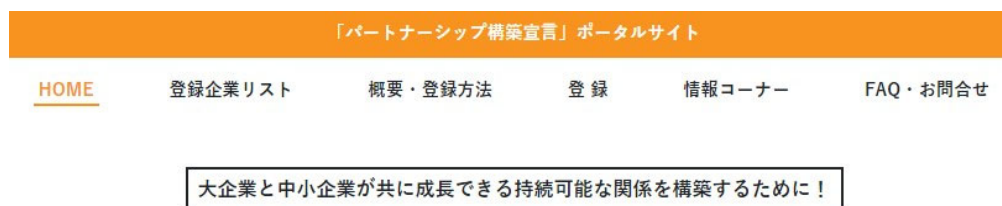
■宣言数の推移



「パートナーシップ構築宣言」を公表する意義①

- 宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載・公表されます。
- 宣言を行った企業は、パートナーシップ構築宣言の「ロゴマーク」を使用することができ、名刺などに記載することで取組をPRできます。

■「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト



「パートナーシップ構築宣言」

ポータルサイト



「パートナーシップ構築宣言」ロゴマーク



登録企業リスト

現在の登録数

11138社

「パートナーシップ構築宣言」の

概要

登録方法

「パートナーシップ構築宣言」の

登録

【URL】 <https://www.biz-partnership.jp>



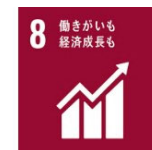
■ロゴマーク

宣言を行った企業は、パートナーシップ構築宣言の「ロゴマーク」を使用することができます。



(参考) 「SDGs」の目標

- 3.すべての人に健康と福祉を
- 8.働きがいも経済成長も
- 9.産業と技術革新の基盤をつくろう
- 10.人や国の不平等をなくそう
- 17.パートナーシップで目標を達成しよう



「パートナーシップ構築宣言」を公表する意義②

- 資本金10億円以上・従業員数1,000人以上の企業は、**賃上げ促進税制**を活用することができます。
- いくつかの**補助金で加点**を受けることができます。

■ 賃上げ促進税制

継続雇用者の**賃金**を引き上げた場合、増加分の**15%**以上を法人税額等から控除。

(適用期間：2022年 4月～2024年3月)

【適用要件】

- 通常要件：継続雇用者給与等支給額が、前事業年度より**3%**以上増えていること

※ 資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業については、上記の要件に加え、マルチステークホルダー方針を公表していることが必要

- 上乗せ要件①：継続雇用者給与等支給額が、前事業年度より**4%**以上増えていること
- 上乗せ要件②：教育訓練費の額が、前事業年度より**20%**以上増えていること

【税額控除】

控除対象雇用者給与等支給増加額の**15%**を法人税額又は所得税額から控除

税額控除率を**10%**上乗せ

税額控除率を**5%**上乗せ

マルチステークホルダー方針の中で、**パートナーシップ構築宣言を公表していることが必要**

■ 補助金における加点措置

① 事業再構築補助金【第8次 10月3日～2023年1月13日】

➔新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った**事業再構築に意欲を有する中堅・中小企業等**を支援。

② ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

一般型・グローバル展開型 【10月24日～12月22日】

➔革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な**設備投資等を行う中小企業者**を支援

③ コンテンツ海外展開促進・基盤強化支援事

(withコロナ時代におけるエンタメビジネスを行う事業)

➔**収益チャネルの多様化や顧客体験価値の向上を行うコンテンツに関するイベントの実施に関する費用等**を支援。

④ モーダルシフト等推進事業費補助金

➔**モーダルシフト等の物流効率化**を図る取組において、「協議会の開催等、物流総合効率化法に基づく**総合効率化計画の策定のための調査事業に要する経費**」や「認定を受けた総合効率化計画に基づき実施する**モーダルシフト及び幹線輸送の集約化の初年度の運行経費**」を支援※。

※パートナーシップ構築宣言においてグリーン化の取組を宣言していること

「パートナーシップ構築宣言」を公表する意義③

- **コーポレートガバナンス・コード**では、サステナビリティを巡る課題として、「**取引先との公正・適正な取引**」が新たに位置づけられた。
- また、**コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針**においては、**取締役会の役割**として、「**パートナーシップ構築宣言**」の**宣言状況・実行状況を監督**することが新たに位置づけられた。

■コーポレートガバナンス・コード

(東京証券取引所 令和3年6月改訂) 抜粋

【原則2-3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】上場会社は、社会・環境問題をはじめとする**サステナビリティを巡る課題**について、適切な対応を行うべきである。

補充原則2-3① 取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、**取引先との公正・適正な取引**、自然災害等への危機管理など、**サステナビリティを巡る課題への対応は**、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、**これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべき**である。

■コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針 (CGSガイドライン)

(平成29年3月策定・平成30年9月、R4年7月改訂)

※2022年7月19日改訂CGSガイドライン抜粋

取引先との公正・適正な取引については、監督の具体的な方法の一つとして、「**パートナーシップ構築宣言**」を**行っているかどうか**についての状況や、宣言している場合にはその**実行状況**について**取締役会が監督**することが有益である。

宣言企業の優良事例

パナソニック株式会社

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

グリーン化の取組に係る支援

取引先や関係企業から温室効果ガス削減、循環型モノ作りに関してアイデアを集めるECO-VC(Eco Value Creation)活動を実施しており、優秀な提案については企業に対して表彰を行っている。

2. 「振興基準」の遵守

型管理などのコスト負担に係る取組

型は当社の買取りを原則とし、無償で取引先に貸与している。

型の管理状況をシステムにより把握し、非稼働の型の引き揚げ・廃棄のプロセスを構築している。

下請取引に係る取組

各事業所にて下請法順守委員会を組織し、社内で下請法教育を実施している。調達担当社員は、当教育の受講状況が人事評価に勘案される。

ナブテスコ株式会社 (輸送用機器等の製造)

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

企業間の連携に係る取組

取引先の生産性向上を支援するため、輸送用機器等の製造に関して技術支援・指導、その他の相談等を行っており、改善成果については現場改善発表会にて共有している

2. 「振興基準」の遵守

価格決定方法に係る取組

・ 鋳物メーカーに対しては、スクラップ相場等公表されている指標の相場によって価格が変動する契約を結んでおり、客観性のあるコストの透明化および公正・公明な仕組みとしている。

・ 鋳物メーカー以外の取引先からの値上げ要求については、ひとまず話は聞くように本社統括部より通達が出ており、実際多くの場合値上げに応じている。

三機工業株式会社 (設備工事事業)

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

企業間の連携に係る取組

協力会社、取引先等の技術力向上の目的から大規模な研修センターを設置しており、当社社員、協力会社、取引先等に対して技術・安全の実技・体感研修や資格取得のための研修等、様々な教育を無償で提供している。

IT実装支援に係る取組

現場、取引先等の負担軽減を目的として独自の調達WEBシステムを構築している。取引先に対して無償で利用可能としており、約7割の取引先が利用している。また、調達に関連する相談窓口を設置している。

地方自治体におけるパートナーシップ構築宣言拡大等に向けた取組例

- パートナーシップ構築宣言を日本全国に拡大させていく上では、都道府県などの地方自治体との連携は重要。
- 埼玉県や福井県では宣言の周知・広報や、県制度に宣言企業向けのインセンティブを措置するなど、独自の取組が行われている。

■ 埼玉県

① 県・国・県内団体が協定を締結

- ✓ 埼玉県、関東経産局・財務局、埼玉労働局、県内経済6団体、労働組合県連合会、県銀行協会が、「**価格転嫁の円滑化に関する連携協定**」を締結。
- ✓ 同協定において、相互に連携・実施する項目の1つとして、「**パートナーシップ構築宣言の促進**」を明記し、「**県内企業への周知を通じた認知度の向上**」と「**宣言企業に対する追加的な支援策の検討**」に取り組むこととされている。

② 県の制度融資の対象に宣言企業を追加

- ✓ 価格転嫁等の取引適正化へ取り組む事業者を支援するため、県独自の制度融資「**埼玉県中小企業制度融資（産業創造資金）**」の対象要件の1つとして、「**パートナーシップ構築宣言企業**」を追加。

■ 福井県

① 県補助金への加点措置を導入

- ✓ 県補助金の「**ふくい逸品創造ファンド事業助成金**」に、「**宣言企業への加点措置**」を導入。
- ✓ 同補助金は、県内の特色ある産業資源を活用し、顧客ニーズを的確につかんだ新商品・新サービスの開発および販路開拓にかかる取り組みを資金面で支援するもの。

② 宣言の広報・参加呼びかけ

- ✓ 福井県ホームページ内の9月の「**価格交渉促進月間**」特設ページにおいて、「**パートナーシップ構築宣言**」の紹介を行うとともに、「**参加協力を呼びかけ**」。

宣言の作成・登録方法

宣言文の作成（ひな形①）

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）
- b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）
- c. 専門人材マッチング
- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）
- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 型管理などのコスト負担

契約のひな形を参考に型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

定型部分
（原則引用）

取組状況に応じ
1つ以上選択し、
内容を記載

定型部分（引用）

タイトル・項目は
定型（引用）※
内容はひな形を元に
作成
※型取引を行っていない
場合は②不要

宣言文の作成（ひな型②）

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

④知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者が取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

（例）取引先満足度調査の実施、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で“50/50（フィフティ・フィフティ）”とする、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明済み 等

（例）約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

○年○月○日

企業名 役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。

・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。

タイトル・項目は
定型（引用）
内容はひな形を元に
作成

任意

代表者名で署名



詳細はポータルサイト上の記載要領をご覧ください。
ご不明点は担当にお問い合わせください。

登録の流れ

- 宣言の登録はポータルサイト上で行います。ポータルサイトからひな型をダウンロードして宣言文の作成し、完成した宣言文をPDF形式でポータルサイト上アップロードし、必須項目を入力して登録します。
- 登録後、3日程度でポータルサイト上に宣言文が公表されます。（宣言文に不備がある場合は事務局からご連絡します。）

① ページ上部のメニューから「登録」をクリック

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

HOME 登録企業リスト 概要・登録方法 **登録** 情報コーナー FAQ・お問合せ

大企業と中小企業が共に成長できる持続可能な関係を構築するために！

「パートナーシップ構築宣言」

ポータルサイト

パートナーシップ構築宣言

② ひな型をダウンロードし、宣言文を作成 (宣言文の作成は次ページ以降をご参照ください。)

③ 企業名や業種等、必須項目を入力

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

HOME 登録企業リスト 概要・登録方法 **登録** 情報コーナー FAQ・お問合せ

HOME > 登録

以下の項目を入力の上、「パートナーシップ構築宣言」をPDFでアップロードしてください。

ひな形 記載見本 記載要領

企業名 必須
※法人格と社名の間は空けしないでください。 例：株式会社パートナーシップ構築宣言

企業名(ふりがな) 必須
※法人格は入力しないでください。 例：ばーとなーしつぷこうちくせんげん (全角「ひらがな」のみ)

法人番号 必須
※詳細は 国税庁HP をご覧ください。
※個人事業主の方は「個人事業主」にチェックを入れてください。 例：1234567890123 (13桁の半角数字)
 個人事業主

主な業種 必須
(売上が最も高い、本宣言内容に最も関係が深いなど、主な事業内容として最も近いものを1つ選) 選択してください

【宣言文をアップロードされる前に確認をお願いします】

- 「ひな形」の『②型管理などのコスト負担』について 必須
「ひな形」の「2.「振興基準」の遵守」の2番目『②型管理などのコスト負担』について、型(主に製造業における金型等)を活用した取引を行っていない場合には、この項目を削除してください。
 型管理の有無について確認しました

④ 作成した宣言文をPDF化し、アップロード

⑤ 入力内容の確認→「登録する」をクリックして登録完了

■ 「パートナーシップ構築宣言」のアップロード 必須

ファイルを選択 4 選択されていません

※アップロード可能なファイルはPDFのみです。
※作成された宣言文中に、タイトル「パートナーシップ宣言」の後に赤字で例示されている「のひな形」の文字、文中に、※赤字で記載されている説明文、3. その他(任意記載)欄に赤字で記載されている(例)文、以上の説明・例示箇所(いずれも赤字記載)が残っていないかご確認の上、アップロードしてください。

5 **入力内容の確認**